

<p>海外の協定相手校</p> <p>I 東大阪大学と上海師範大学と学術交流に関する協定書【大学】</p> <p>東大阪大学と上海師範大学は、両大学の教員・学生の交流及び学術、教育、文化領域の発展を促進するために、相互信頼、相互利益を基礎に、学術交流協定を締結した。</p> <p>1. 両大学は相互の学術研究及び教育活動の必要に基づき、次項についてその交流を推進する。</p> <p>(1) 教員交流</p> <p>(2) 学術資料、情報及び刊行物の交換</p> <p>(3) 学術シンポジウムの共同開催</p> <p>(4) 学生交流</p> <p>① 交換留学生</p> <p>② 各種活動の参加に関する学生の相互派遣</p> <p>③ 短期大学部卒業生の相手校本科への編入</p>
<p>II 東大阪大学とスィーパトゥム大学との協定覚書【大学】</p> <p>東大阪大学とスィーパトゥム大学は、両大学の教員・学生の交流及び学術、教育領域での協力関係を促進するために、相互信頼と相互利益に基づき協定覚書を締結した。</p> <p>1. 両大学は今後協力して、次の活動内容についてその交流を推進する。</p> <p>(1) 両大学の学術交流の充実化・拡充</p> <p>(2) 学生の海外研修訪問</p> <p>(3) 短期語学プログラムへの学生参加</p> <p>(4) 教員の研究交流や学生交流</p> <p>(5) 単位互換制度</p>
<p>III 東大阪大学と南京曉荘学院との協定書【大学】</p> <p>東大阪大学と南京曉荘学院は、両大学の教員・学生の交流及び学術、教育、文化領域の発展を促進するために、相互信頼、相互利益を基礎に、交流協定書を締結した。</p> <p>1. 両大学は相互の学術研究及び教育活動の必要に基づき、次項についてその交流を推進する。</p> <p>(1) 教員交流</p> <p>(2) 学生の研修・交流</p> <p>(3) 学術資料、情報及び刊行物の交換</p> <p>(4) 学術シンポジウムの共同開催、教員の研究協力</p>

<p>社会貢献活動</p> <p>I こども研究センター【大学】</p> <p>1. こども応援ひろば</p> <p>年2回</p> <p>パート1はこども研究センターと子育て支援演習受講学生が連携し企画運営する</p> <p>パート2は音楽会か講師を招いて講演会等</p> <p>2. こども文庫</p> <p>月曜日～金曜日 午前9:30～17:00</p> <p>絵本、児童書、紙芝居、子育てに関する本を多数蔵書</p> <p>本の貸し出しを実施</p> <p>3. 子育て・発達・教育相談</p> <p>保護者の申し込みをもとに本学教員と日程調整のうえ実施</p>

大学間連携

I 科目等履修生の派遣および単位認定にかかる協定書【大学】

東大阪大学と関西外国語大学は、大学教育の充実、学生の交流促進を目的として「科目等履修生の派遣および単位認定」にかかる協定を締結した。

1. 科目等履修生の受入れ
2. 履修科目、時期
3. 科目等履修生の派遣及び手続き
4. 単位の認定及び履修指導
5. 施設等利用
6. 選考料、履修料、その他支払い
7. 履修生の身分取り消し
8. 傷害保険の加入
9. 事務所管部署
10. 協定の有効期間

II 大学入試センター試験の共同実施に関する協定書【大学】

学校法人谷岡学園[大阪商業大学]及び学校法人村上学園[東大阪大学]は、大学入試センター試験の実施関し、共同実施を行うことに合意したので、ここに協定を締結する。

- 第1条 共同実施の形態
- 第2条 志願者数の分担
- 第3条 試験監督等の派遣
- 第4条 経費の分担
- 第5条 協定の効力

III 大学コンソーシアム大阪における単位互換に関する包括協定書【大学】

本協定に参加する大学・短期大学は各大学の規則に定めるところにより、各大学の学生がそれぞれ他の大学の指定する授業科目（大学設置基準第25条2校、短期大学設置基準第11条2項に規定する授業の方法による授業科目を含む）を履修し、単位を修得することを認めることとし、下記の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

- 第1条 受け入れ
- 第2条 単位互換履修生
- 第3条 履修期間
- 第4条 授業科目の範囲及び単位数
- 第5条 学生数
- 第6条 受け入れ手続き
- 第7条 単位の授与等
- 第8条 授業料等

産官学連携（官学連携）

I こども研究センター【大学】

東大阪市つどいの広場事業委託契約書

東大阪市と学校法人村上学園との間で東大阪市つどいの広場事業の実施について次のとおり委託契約を締結する。

第1条 委託業務

第2条 委託期間

第3条 委託料

第4条 委託料の支払方法

第5条 契約保証金

第6条 報告等

第7条 委託料の清算

第8条 委託契約の取り消し等

第9条 秘密の保持

第10条 再委託の禁止

第11条 協議

1. こども広場（東大阪市つどいの広場）

月曜日～金曜日 午前 9：30～12：00

午後 13：00～15：30

手遊びや歌、手作りおやつ・製作を楽しみながら、子育てについて考える場所として開かれています。

地域の親子が情報交換をしながら、ともに育ちあう場です。

2. 親子で遊ぼう（東大阪市つどいの広場）

毎月1回、土曜日か日曜日に開催

各月テーマがあり、本学教員が講演等を実施